

令和6年度（2024年度）東海市地域防災計画の修正要旨

1 地域防災計画修正の根拠

市町村地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第42条）。

また、地域防災計画の作成、修正は、市町村防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第16条）。

2 修正概要

(1) 愛知県地域防災計画（令和6年6月修正）に基づく修正

(2) 市の実情に合わせた修正

3 修正要旨

計画名	愛知県地域防災計画（令和6年6月修正） に基づく修正	市の実情に合わせた修正
風水害等 災害対策 計画	1 災害中間支援組織との連携 2 福祉避難所の整備 3 要配慮者支援対策 4 救護所の表記統一 5 医療救護対策 6 住宅の応急修理の実施方法 7 被災者等の生活再建等の支援 措置	1 表記の整理 2 文教施設における非構造部材 の整備に関する記載の削除 3 市町村防災支援システムに関 する記載の削除 4 被害状況等の伝達要領（水道 施設）の変更 5 港湾管理者の措置に関する記 載の変更
地震 災害対策 計画	1 災害中間支援組織との連携 2 救護所の表記統一 3 福祉避難所の整備 4 要配慮者支援対策 5 地震に関する情報 6 医療救護対策 7 住宅の応急修理の実施方法 8 被災者等の生活再建等の支援 措置	1 表記の整理 2 市町村防災支援システムに関 する記載の削除 4 被害状況等の伝達要領（水道 施設）の変更 5 港湾管理者の措置に関する記 載の変更
原子力 災害対策 計画	1 発電所の稼働状況 2 飲料水・食品等の摂取制限等 の措置	